

2011.01.19：平成23年 健康福祉委員会

○委員長

ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

○委員長

初めに、理事者のごあいさつをお願いいたします。

○健康生きがい部長

おはようございます。昨日に引き続き、よろしくお願い申し上げます。

本日は健康生きがい部から、子宮頸がん予防ワクチン接種事業外1件の概要についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、署名委員をご指名申し上げます。

茂野善之委員、はぎわら洋一委員、以上のお二人をお願いいたします。

○委員長

それでは、議題に入ります。

初めに、子宮頸がん予防ワクチン接種事業についてを議題といたします。

本件について、理事者より説明願います。

○健康推進課長

それでは、資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン接種事業についてでございますが、続けて次にご説明をいたしますヒブワクチン小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業ともちょっと絡んでいる部分がございますので、最初に国の制度に基づいてこの3つのワクチンの接種事業を行いますので、そちらを簡単に、記載はございませんが、最初にご説明をさせていただきたいと思っております。

国のワクチンの接種緊急促進事業というのが、昨年末の国会での補正予算成立に伴いまして、事業化をされているものでございます。

期間といたしましては、平成22年度と23年度の2年間限りでございます。それ以降は、予防接種法に位置づけるというような方向性が出されておりますが、現在はまだ明確にはなってございません。

事業の概要といたしましては、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3つのワクチンの接種を行うものでございます。

主な事業といたしまして、国が各都道府県に基金を設置いたしまして、設置経費の2分の1を国が助成して行うというものでございます。残りの2分の1については市区町村の負担という形になってございます。

現在板橋区で行っております子宮頸がんの予防ワクチンの接種事業と比べて、変更になる点を申し上げますと、まず実施主体が市区町村の事業ということになります。現在行っている子宮頸がんの予防ワクチンの事業につきましては、任意の予防接種をご本人がお受けになる部分について、区が助成をするということでございますが、今回は任意の予防接種の事業を市区町村が事業主体となって実施するという形に変更になっております。

それから、それに伴いまして、健康被害への対応については、各事業実施主体が保険に加入しなさいという形が決められてございまして、私どもの板橋区といたしましても、2月1日の実施に伴いまして、新たに保険に加入する予定でございます。

それから、もう一つ副反応の報告というのが義務づけられておりまして、厚生労働省に、もし副反応があった場合は報告をするということになってございます。

この辺が新たな事業として、国で開始をされたものでございます。この事業に基づいて、板橋区として実施をするものでございます。

資料のほうに戻りまして、まず対象でございます。既に平成22年度、中学2年、3年生の女子を対象として子宮頸がんの予防ワクチンの事業を実施してございますが、この国の事業実施に合わせまして、高校1年生の女子、こちらに記載の生年月日の方でございますが、を対象者に加

えるものでございます。対象者の人数といたしましては、1,963人と、今、住基の数でいきますと、でございます。

国の事業では、今年度の年齢でいいますと、中学1年生から高校1年生を対象とみなさいということになってございます。今年度高校1年生の方対象になるわけですが、来年度は高校2年ということで対象にならなくなってしまいます。本来はそういう形の事業で組み立ててきていますが、国の事業の説明が余りに年末で期間が少ないので、今年度高校1年の方が1回でも接種をすれば、2回目、3回目、来年度になったとしても対象としていいですよということが国のほうで示されておりますので、大変期間が短くてあれなんです、2月、3月の間に1回打っていただければ、23年度も対象になるということで、急遽実施をするものでございます。

実施期間につきましては、今お話をしたように2月1日から3月31日までの2か月間でございます。ご説明をいたしましたように、1回を接種した場合、2回目、3回目について23年度にずれ込んでも対応するというところで考えてございます。

公費負担額でございますが、1万6,000円で医師会さんと契約をしてございますので、全額助成をする予定でございます。なお、区外医療機関で接種した場合は、接種に要した金額、または公費負担額のいずれか低い額を補てんするということになります。

なお、区外の医療機関で接種をした場合は、国の事業スキームでいうところの区の契約医療機関とは異なりますので、国の助成対象とはなりません。ただ、もう既に中学2年、3年の方、そういう事業スキームで行っておりますので、その方たちとの均衡ということを考えて、こちらは区独自の事業として実施をするものでございます。

接種方法でございますが、2月に板橋区が発送する予診票を区内の医療機関に提示をして接種していただくということでございます。これは中学2年、3年で既にやっている部分と変更ございません。

なお、契約の医療機関でございますが、内科・小児科を中心に区内150か所の医療機関で実施をしていただけるということになってございます。

先ほど申しましたように、区外の医療機関等で実施をした場合、5番目の償還払いでございますが、償還払いで対応させていただくということで、これは区独自事業ということでやらせていただきたいと思っております。

周知方法でございますが、2月中旬に高校1年生の全保護者あてに通知をする予定で、一応発送は2月10日の予定で今進めてございます。また、「広報いたばし」は今週末の1月22日号で周知をする予定でございます。

それから、事故の対応でございますが、健康被害を受けた場合、新たに2月1日から加入いたします予防接種事故賠償保険、こちらに加入の対応と、従来への対応でございます独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の適用ということになります。

来年度でございますが、23年度につきましては、中学校の2年生と1年生を対象にいたしますので、現在の中学校1年生の方は今年度対象とはなりません、来年度で全員対象となりますので、対応させていただくというふうに考えてございます。

あと、記載はございませんが、新たに必要となる経費は、約120万ほど必要になります。実際は中学2年、3年の方でやった部分で、当初の接種委託の単価等1万7,000円で見込んでいたんですが、それが1万6,000円で契約できた、あるいは契約の差金等がございますので、それで差し引きまして、新たに必要となる経費が120万ほどございます。こちらについては、最終の補正予算で対応させていただきたいと思っております。

あと、現在の中学校2年、3年の受診の状況でございます。こちらにつきましては、償還払いの申請が来ているものが32回分、それから、医師会で接種をした部分で支出する予定のものが491件ということで、526回分でございます。人数にいたしますと、2回打っている方もいらっしゃるんで、488人ほどになります。既に対象として送付してございますのが3,884人ですので、12%程度の状況になっております。約1か月での、11月のもう下旬でしたので、12月の約1か月分の実績でございます。これから1月、2月、3月ということで行いますので、当初想定しております約50%程度の接種率になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

大変ありがとうございます。公明党が全力を挙げて推進していた件でございますが、ちょっと初めてなんで確認も含めまして、板橋区の状況等あったんですけども、もともとこの子宮頸がんというのは、日本全国で約1万6,000人ぐらい、もっとかな、3,000人弱が亡くなっているというようなことを聞いています。板橋区でもその辺、どのくらい亡くなっている方がいたのかとか、そういうものがもしわかったら、教えていただきたい。過去のことはいいい、もう前に前進するのみという、それでもいいんですけど、ちょっとそういう非常に大事で、女性を助けることはもう子どもを増やすということにも通じますし、今後日本を背負って立つ、そういう子どもたちもやるわけです。その辺ちょっともしわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

○健康推進課長

子宮頸がんでの健康被害ということでございますが、お亡くなりになった方の統計といたしましてとっている部分がございます。こちらについては、子宮がんということでとっているものでして、昨年度お亡くなりになった方は27人ございまして、一般的には若年の方が子宮頸がん、子宮体がんが高年齢の方というふうに言われておりますが、27人の内訳については把握してございませんので、これに含まれているということで。

(「板橋区でね。全国」と言う人あり)

○委員長

手を挙げてお願いします。

○はぎわら洋一

全国のと板橋の率とか、その辺ちょっと。

○健康推進課長

全国では、約2,500人が亡くなって、8,500人が発症しているというのが報告として子宮頸がんのほうでは出てございます。率としましては、ちょっと詳細には分析してございませんが、全国的な傾向かなというふうには、同じような傾向が出ているのかなと思っております。

○はぎわら洋一

ありがとうございました。

これ子宮頸がんで、この副作用ということで予防接種の賠償保険とかそういうものもあると思うんですけども、それは可能性としてはあるんだろうと。大丈夫よと。うちの娘はもう24くらいなんだけれども、それ全部やったほうがいいということで、言ったほうなんですけれども、その辺のフォローというか、その辺のことってもう一度お願いしたい。

○健康推進課長

報道によりますと、国が事業スキームを組み立てたことに伴いまして、厚生労働省にワクチン副反応調査会というのが設置をされてございまして、12月6日に報告がされているところでございますが、これは昨年10月末までの製造販売者が把握した副反応ということで出てございまして、子宮頸がんが約40万人の方が接種してございまして、そのうち副反応が81例ということで1万分の2という報告頻度でございました。主なものといたしましては、湿疹が11件、意識消失が10件ということでございまして、筋肉注射ということでかなり痛いということと、あと、若い女性ということもありまして、そういう反応が出ているのかなと。薬品自体の反応というよりも注射のときの反応ということのようでもございまして、今、注意喚起ということで、接種後30分程度安静にしてくださいと。観察をしてくださいというようなことが指導されているところです。

その他の2つのワクチンについても、同じ調査会の中で3つのワクチンについて、新たな副反応のリスクはないという報告がされているということでございます。

○はぎわら洋一

ありがとうございます。

それとあと、これらに漏れた中学1年生というか、どうしてもやりたくないという人はいいいのか……僕は全員にやっていただきたいんですけど、その辺の周知徹底というか、いや、でも、私は大丈夫と言ったらしようがないのかな。その辺の周知徹底というか、その広報だとか、いろいろやるんでしょうけど、できる限り丁寧に説明してあげて、安全であり、自分の体を守るために、ぜひそれをやっていただきたいということで、重ねてお願いしたいと思っております。

○健康推進課長

まず、全員の方に個別通知を郵便で出しておりますので、制度の周知と、それから、予診票ということで、その予診票をお医者さんに持っていけば受けられますよという制度をしておりますので、その辺が情報としては伝わっているのかなというふうに思っております。

今の状況で、先ほど12%ということで、もう少しいくのかなというふうな思いもございましたが、これから徐々に試験等の日程等もある、中学校の3年生等はあると思いますので、そういうこともあるのかなという話もしておりますが、今後、今、中学校の在籍している方については、学校経由で再度全員に通知をお出しして、3月までに受けてくださいということをお出ししようと思っております。

あと、やはりがんの予防ということで、意識啓発を全体的にしていかなければ、最終的には受診率は上がらないのかなというふうに思いますので、ご本人はもちろんのこと、保護者の方もやっぱり意識の向上ということが大切かなというふうに思いますので、今回のことをきっかけに、今後とも継続的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○はぎわら洋一

インフルエンザなんか、体調悪いとだめよとドクターは言われますよね。その辺は大丈夫なんですか。ちょっと風邪引いているぐらいじゃ大丈夫よという、その辺。

○健康推進課長

予診票のところにいろいろチェックする欄がございまして、確認をしていただいて、お医者さんが受けていいということであれば接種するということになってございます。

○はぎわら洋一

ありがとうございました。

○委員長

次に、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種事業の概要についてを議題といたします。

本件について、理事者より説明願います。

○予防対策課長

それでは、資料2に基づきまして、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種事業の概要について、ご説明を申し上げます。

1の概要でございますが、さきの報告事項で健康推進課長から報告させていただきましたように、国の補正予算成立を受けて行うものでございます。加えて書いてございますのは、板橋区医師会に所属する受託医療機関において実施するというようにしてございます。

2の実施期間でございますが、平成23年2月より平成24年3月までとさせていただきます。

3の対象者でございますが、接種日現在、板橋区に住民登録または外国人登録がある生後2か月から5歳未満の乳幼児ということでございます。下にあります標準的な接種パターンということがございますが、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンとも、接種開始は生後2か月以上7か月未満が標準的な接種パターンとなっております。

しかし、ここで接種漏れがあった場合には、それ以降も回数を減じるなどして接種可能ということになってございますので、今回の対象者につきましては2か月から5歳児未満ということにさせていただきます。

4、委託額でございますが、ヒブワクチン接種1回につき8,852円、小児用肺炎球菌ワクチン接種1回につき1万1,267円といたしたいと思っております。これは国が示しました基準単価と同額でございます。

5の自己負担でございますが、ヒブワクチンは接種1回につき4,400円、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種1回につき5,600円、約2分の1を自己負担していただきたいと考えております。ただし、生活保護世帯につきましては、自己負担額は免除させていただきたいと思っております。

6の周知方法でございますが、まず区報には1月29日号に掲載予定でございます。また、事業のあらましにつきましては、1月17日をもちまして区のホームページのほうに掲載してございます。また、個別通知についてですが、来週をめぐりにそれぞれの、2月1日現在2か月から5歳未満のお子さんの家庭に直接はがきでお知らせをする予定でございます。

7の予防接種健康被害の対応でございますが、さきの報告事項と同じでございますが、医薬品医療機器総合機構法に基づく救済と、加入する民間保険による予防接種事故賠償補償保険での対応となっております。

以上です。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

ありがとうございます。

ちょっと、これも自民、公明、民主、共産みんなで、全会一致で採択させていただきまして、本当にありがとうございますということでございます。

ちょっと確認です。そのヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン、これお金に差があるじゃない。それは薬代が違うということ、例えば。それは価値が、素人的に見ると肺炎球菌が物すごく効いて、それでヒブワクチンのほうが、そういう素人考えだね。どうしてこの差があるんですか。まず素人考えでね。この半分は助成していただけるっていうんだけど。これ何なんですかね。

○予防対策課長

これの基準単価につきましては、それぞれの製剤の定価というものがございまして、それに合わせた値段と。もちろんその他の定期予防接種、麻しん、日本脳炎等々につきましても、それぞれ単価は違ってございます。

○はぎわら洋一

今、話があっちこっち行っちゃう、ごめんね。ドラッグラグというか、という問題あるでしょう。がんだとか脾臓がんだとかいろんな、きょうテレビでやってましたよ。アメリカから輸入できないとか。でも、その薬を使うと効き目があると。でも、その薬を1年間使うには1,000万自分で払わなきゃいけないみたいなことを言っていました。そういうのがこのヒブワクチンとか小児用のワクチンなんかの中にも、三種混合とかいろいろあると思うんですけども、今もっといい薬があって、それは使いたいんだけど、それはだめなんだというようなものが小児用の関係でもあるのかどうか。それは難しいかな。

○予防対策課長

現実には、このアクトヒブとプレベナーに関しては、海外で製造された輸入ワクチンでございます。アクトヒブにつきましては、承認年月日が2007年1月26日、販売が2008年12月19日。また、プレベナーにつきましては、ちょっと承認年月日は把握できませんでしたが、販売年月日が2010年2月というふうになってございます。それまではもちろん日本では販売されておりましたから使えなかったわけですが、現在は先ほど申しましたように2010年2月に販売開始になったものが、このように国の動きで急に広く補助を出して使えるようになっていくという時代でございますので、ドラッグのタイムラグということは大変大きな課題でございますが、この予防接種についてはかなりハイスピードで政府のほうも動いているというふうに認識してございます。

○はぎわら洋一

ありがとうございます。

●委員長

以上をもちまして、健康福祉委員会を閉会といたします。
どうもお疲れさまでした。